

# 平成24年度第1回（第208回）仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成24年8月29日(水) 13:28~15:17

場 所 仙台市役所本庁舎2階 第二委員会室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ① 平成24年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について
- ② 平成23年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算(案)について
- ③ 国民健康保険料の算定方式の見直しについて

(2) 報告事項

- ① 平成24年度国民健康保険料等収納対策について
- ② 特定健診・特定保健指導の実施状況について
- ③ 社会保障・税の一体改革について

(3) その他

出席委員(21人)

- 札委員、米沢委員、福井委員、薄委員、佐藤(太)委員、櫻田委員
- 永井委員、青沼委員、清水委員、長田委員、酒井委員、北村委員、高橋(将)委員
- 赤間委員(会長)、石川委員(副会長)、加藤委員、鎌田委員、日下委員、高橋(次)委員
- 宮嶋委員、庄子委員

欠席委員(2人)

大内委員、渡辺委員

事務局

健康福祉局長、保険高齢部長、保険年金課長、同課主幹兼徴収対策室長、同課管理係長、同課国民健康保険係長

青葉区保険年金課長、宮城総合支所保健福祉課長、宮城野区保険年金課長、若林区保険年金課長、太白区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保健福祉センター参事兼保険年金課長

《署名委員》

札委員、清水委員

## 《会議経過》

- 局長より新委員及び事務局職員の紹介
- 欠席者報告
- 署名委員の指名
- (1) 協議事項

### 【赤間会長（以下会長）】

それでは、協議事項①の「平成 24 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」でございます。事務局から説明願います。

保険年金課長。

### 【保険年金課長（以下課長）】

それでは、「平成 24 年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」説明いたします。

（別紙資料に基づき説明）

### 【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、本件は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、原案のとおり承認いたします。

続きまして、協議事項②「平成 23 年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」を説明願います。

保険年金課長。

### 【課長】

協議事項②「平成 23 年度仙台市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」説明いたします。

（別紙資料に基づき説明）

### 【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

なければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、原案のとおり承認いたします。

次に協議事項③の「国民健康保険料の算定方式の見直しについて」事務局から説明願います。

保険年金課長。

○  
【課長】

協議事項③の「国民健康保険料の算定方式の見直しについて」説明いたします。

前回に政令改正があり、算定方式の見直しをする必要があることを説明させていただきました。  
本日はその概要と今後の進め方につきまして説明いたします。

(別紙資料に基づき説明)

○  
【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

[「なし」の声あり]

原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

それでは、異議なしとのことですので、原案のとおり承認いたします。

○ これで本日の協議事項は終わらせていただきます。

○ (2) 報告事項

○  
【会長】

続きまして、(2) 報告事項に入ります。

それでは、報告事項①の「平成 24 年度国民健康保険料等収納対策について」事務局から説明願います。

保険年金課長。

○  
【課長】

これにつきましては、主幹兼徴収対策室長から説明申し上げます。

○  
【主幹兼徴収対策室長】

それでは報告事項①「平成 24 年度国民健康保険料等収納対策について」説明申し上げます。

(別紙資料に基づき説明)

○  
【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。

[「なし」の声あり]

続きまして、報告事項②「特定健診・特定保健指導の実施状況について」を説明していただきます。

それでは事務局から説明願います。

保険年金課長。

○  
【課長】

これにつきましては、国民健康保険係長から説明申し上げます。

【国民健康保険係長】

それでは報告事項②「特定健診・特定保健指導の実施状況について」説明申し上げます。  
(別紙資料に基づき説明)

○【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等があればお願ひいたします。  
よろしいですか。それでは、続きまして報告事項③「社会保障・税の一体改革について」を説明  
していただきます。  
保険年金課長。

○【課長】

これにつきましては、管理係長から説明申し上げます。

○【管理係長】

それでは報告事項③「社会保障・税の一体改革について」説明申し上げます。  
(別紙資料に基づき説明)

○【会長】

只今、説明がありました件について、ご意見、ご質問等はございませんか。  
A委員。

○【A委員】

滞納者に対して収納率を上げるために市の職員の方が大変努力されているということは大変ご苦  
労様であると思います。

ただ、納められるのに納めない方については厳しくしていただきたいと思いますが、現在の社会情  
勢、経済情勢で納めたくても納められない方々も結構いらっしゃるだろうと思います。その方々が、  
長期に滞納した場合の市の対応、たとえば保険証をどのようにするのか、何年以上滞納すると保険証  
をつくらなくするとか、どのようにされているのでしょうか。

○【会長】

徴収対策室長。

【主幹兼徴収対策室長】

まず保険証の種類ですけれども、一般の通常証の有効期間は1年でございます。現状で本年の6月  
1日付けて仙台市国民健康保険短期被保険者証交付要綱を改正いたしまして、6期以上かつ20万円以  
上滞納した場合は、短期証にする規程になっております。さらにそれ以後も滞納が1年を経過する場  
合は資格証、これは病院の窓口で10割すべて負担しなければいけないという保険証で、ただ国民健  
康保険には加入しているということで資格証と呼びますが、その保険証に換えられます。ただし資格  
証は小さなお子さんや病気の方がいる場合、保険証が無いと受診できなくなりますので、国から18  
歳未満のお子さんがいる場合は6ヶ月までの短期証にしなさいという規定があります。

保険料の時効は2年ですので、例えば長期に滞納が危惧される事案で、明らかに預貯金が滞納額の  
2、3倍もある場合は速やかに差押を執行しているという状況で、ただ闇雲に滞納処分を優先させるの

ではなく、福祉である医療の保険ということを考慮いたしまして出来る限りお客様との交渉を第一にして、約束が守られない等の場合に差押等を執行するという方針です。

○  
【A委員】

お聞きした理由は、日本は国民皆保険という世界でナンバーワンの保険制度です。今のように納めなくて納められない方々に対しても18歳未満の方には手厚い対応をしているということです。

新型インフルエンザが流行したときに日本では国民皆保険制度があったため、死亡した人は200人しかいなかった。特に小さい子供や妊婦が重症化するにもかかわらず、国民皆保険制度があったために早期に治療が出来た、つまりタミフルやリレンザという抗インフルエンザ薬が早期に使えたので救命しました。それに対してアメリカは4千7、8百万人の方は無保険者、保険料を払えない人で、治療費が払えず医療機関にも行けない、という状況で1万2千人が亡くなっている、これは白人だけで黒人は数に入っていない、おそらく数万人の方が亡くなっている。

保険制度があるかないかで人間の命を守れるということを、私どもも身をもって体験しましたのでお話し上げました。

○  
【会長】

皆さんのはうからもこれまでの、協議事項、報告事項で確認したい点や質問等ありましたらお願ひいたします。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、以上で（2）報告事項を終了させていただきます。

○（3）その他

○  
【会長】

続きまして（3）「その他」についてです。事務局から何かありましたらお願ひいたします。

保険年金課長。

○  
【課長】

事務局としては特にございません。

○  
【会長】

では、皆さんの方からこの協議会でいろいろ必要な資料等、事務局に要請するものはございませんか。

よろしいでしょうか。

B委員。

○  
【B委員】

被災者の一部負担金免除ですが、仙台市として10月以降はどのような方針でしょうか。

○  
【課長】

対応についてはまだ決定していませんので、現在の状況についてお答えさせていただきます。

一部負担金の免除、保険料の減免につきましては、震災以降本年9月末までは国から全額財政支援

がございまして、それにより保険料の減免、一部負担金の免除を行ってきたところです。そうしたなか、7月24日付で厚生労働省から、10月1日以降減免、免除を延長するかどうかというのは各保険者の判断に委ね、もし減免等行った場合にはその額の10分の8を国が負担するという通知がありました。これまで全額だったものが10分の8の負担ということで残りの10分の2については各保険者のほうで負担しなければならないという内容です。

保険料の減免につきまして、財政支援を受けるには、市民税の減免措置をしていないとその要件を満たさないということです。仙台市においては、平成24年度は市民税の減免はしておりませんので、保険料の減免を延長しようとすると、国からは全く支援を受けられず、全額を保険者で負担しなければなりません。

私どもは、これまで減免等は9月末までという通知があったので、10月以降も全額の財政支援を継続して欲しいと国に対して要望してきたところでした。そういったこともございまして、7月24日の事務連絡があつて以後、7月26日には副市長の稻葉が厚生労働省の西村副大臣に直接会い、全額の財政支援の継続をお願いしてきたところでございます。また、翌週の7月31日には、保険高齢部長、介護保険課長と私が厚生労働省に参りました、国民健康保険の担当課長にも重ねてお願いしてきたところでございます。

私ども仙台市の国民健康保険では、今後、ほかの県内の市町村の状況も踏まえまして、検討したいと考えております。関係する方々医療機関の皆さんへの周知もございますので、9月の上旬ごろまでには遅くとも結論を出したいと考えているところでございます。

○  
【会長】

B委員

○  
【B委員】

保険料の免除は今までわかりましたけれども、一部負担金も同じですか。

一部負担金も市民税の減免がないと（国の支援は）出ないということですか。

○  
【会長】

保険年金課長。

○  
【課長】

保険料は市民税の減免が必要ですが、一部負担金につきましてはそのような要件はございません。ありますのは一部負担金の免除額が、一部負担金総額の3パーセント以上であるという要件ですが、仙台市は3パーセント以上免除しておりますので、10分の8の財政支援というのはもし延長する場合には受けすることが可能であります。

○  
【会長】

健康福祉局長。

○  
【局長】

補足させていただきますと、先ほど申し上げました理由により保険料の減免というのは、困難であると考えております。

一方、一部負担金につきましては、できることなら免除を延長したほうがいい、しかし仙台市だけでの問題ではないので、県内統一し足並みをそろえることが必要だと考えております。

本日、後期高齢者医療制度の首長会議がございます。そこで後期高齢者医療制度は一部負担金の免除は10月以降おそらく3月末まで延長しましょうという結論が出たとすれば、県内市町村では、国民健康保険も介護保険利用者負担金の一部負担金も足並みをそろえるべきではないか、という考え方もありますので、それを踏まえてそれぞれの自治体で判断することになると思います。

仙台市としても今日の後期高齢者医療の結論が出たことを踏まえて、方針を決めなければなりませんし、延長するとすればその方針を固めた上で、その予算も必要になります。それには議会に予算を提案し、議会で通らなければいけませんので、9月の上旬には方針を出さなければならぬと思います。はっきりやるという方針は固まっていませんが、流れとしてはそのような方向になるのではないかと考えております。ただ、あくまでも3月31日までと考えております。

○  
【会長】

よろしいですか。

私のほうから事務局にお願いさせていただきます。今いろいろでました質疑を踏まえて資料を作成し、9月上旬に方向性が見えた段階で、委員の皆様にぜひ配布等していただければわかりやすいと思うのですが、その点どうですか。

○  
【局長】

おっしゃるとおり資料を作りまして、各委員に配布したいと思います。

○  
【会長】

よろしくお願ひいたします。

その他に、ございませんか。

C委員

○  
【C委員】

先ほど来からの一部負担金免除の延長でございますが、協会けんぽといたしましては8月24日の理事会におきまして、10月1日以降は延長しないということになりました。

しない理由につきましては大きく2点あります。協会けんぽはサラリーマンの保険で、被保険者の方々に給与収入があるということがまず1点、財政の運営につきましては自前の保険料で運営しているという国民健康保険との財政支援のある保険とは違っておりますこの2点を大きな理由として、協会けんぽでは原発に関する免除は当初どおり来年に2月末まで行いますけども、今般の震災の一部負担金の免除については9月30日までということに決まりました。

これにつきましては8月の末にプレス発表ですので、9月の最初の月曜日には新聞紙上で一般の方々に広報という段取りになっております。

○  
【会長】

よろしいでしょうか。

他には何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○閉会

【会長】

それでは、以上を持ちまして、本日の運営協議会は閉会といたします。  
委員の皆様にはご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

平成 24年 9月28日

会長

青間 次彦



署名委員

札 繁



署名委員

清水 文人

